

第5節 計画・交流区域

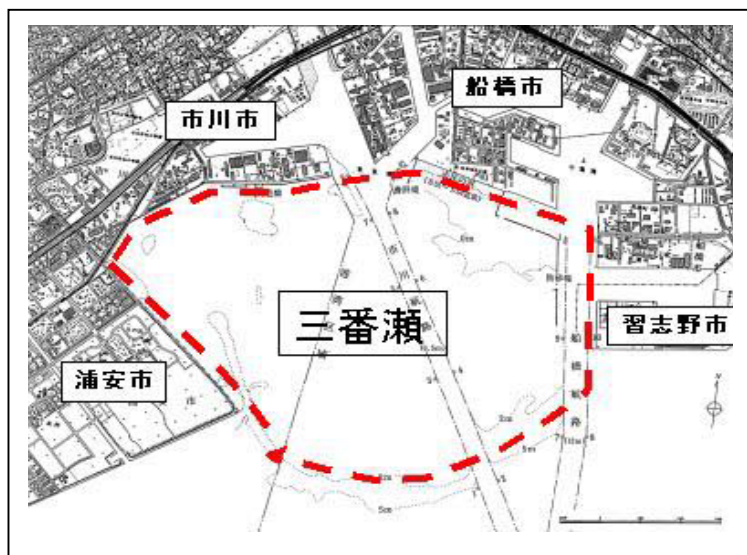
再生事業の実施について検討の対象とする区域を計画区域と定め、三番瀬の再生に密接につながり、広く連携・協力・交流を図る区域を交流区域と定めます。

1 計画区域（再生事業の実施について検討の対象とする区域）

- (1) 三番瀬（約1,800ヘクタール）及びその周辺の海域
- (2) 三番瀬に接する浦安市、市川市、船橋市及び習志野市の陸域区域（約181平方キロメートル）

三番瀬の範囲は、概ね、西は浦安市入船・日の出地先護岸、北は市川市塩浜地先護岸及び船橋市潮見町地先護岸、東は船橋航路東端、南は浦安市日の出地先護岸突端と習志野市茜浜地先護岸突端を結ぶ範囲です。

三番瀬の範囲



2 交流区域（広域的に連携・協力・交流を図る区域）

三番瀬の自然環境に影響を与え、その再生と密接につながりを持つ東京湾（館山市洲崎から三浦市剣崎を結んだ線と陸岸で囲まれた海域。）や東京湾に流入する河川流域の区域を「交流区域」と位置付け、国、関係自治体等と連携・協力・交流を図りながら、三番瀬の再生を進めるとともに、東京湾全体の再生に向けた動きの輪を広げる区域とします。